


福岡県学校教育振興プラン

令和4年3月

 福岡県教育委員会

目 次

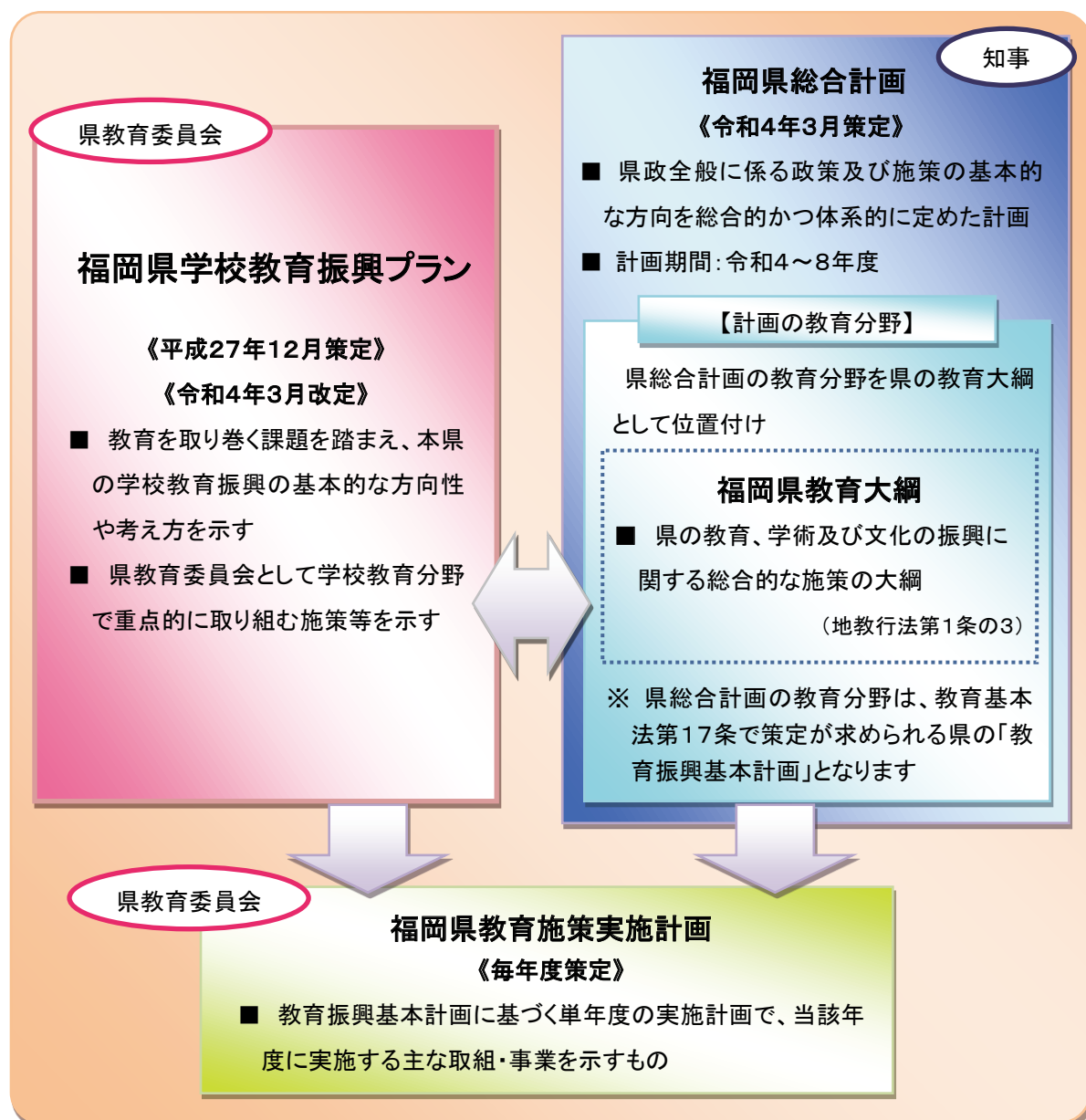
1. 福岡県の学校教育が目指す方向	1
(1) 本プランの位置付け	1
(2) 本プラン改定の趣旨	2
(3) 学校教育の目標	3
(4) 改定の基本的な視点	4
(5) 「子ども本位」の指導の推進 ～「 ^{また} 鍛ほめ福岡メソッド」の展開～	8
(6) 学校教育におけるICT活用の推進	10
2. 学校教育で重点的に取り組む施策	12
(1) 学力の向上	14
(2) 体力の向上・健康教育の推進	15
(3) 豊かな心の育成	16
(4) いじめや不登校等への対応	17
(5) 特別支援教育の推進	18
(6) キャリア教育・職業教育の推進	19
(7) グローバル化等に対応した教育の推進	20
(8) 学校・家庭・地域の連携強化	21
(9) 今日的な教育ニーズへの対応と教育支援	22
(10) 教員の指導力・学校の組織力の向上	23
(11) 選ばれる県立高校づくり	25
3. 施策を進めるに当たって	26
(参考)「SDGs」17の目標について	28

1. 福岡県の学校教育が目指す方向

(1) 本プランの位置付け

本県では、新型コロナウイルスの感染拡大をはじめ、人口減少・少子高齢化、デジタル化、グローバル化の進展など、社会経済状況が大きく変化する時代において、県政全般に係る政策の基本的な方向を総合的に定める「福岡県総合計画」を策定しています。その中で、次代を担う「人財」の育成を図るため、本県の青少年が自らの可能性に気づき、能力を磨き、夢にチャレンジできるよう同計画の教育分野を、本県教育行政の基本的な方向性を示す「教育大綱」に位置付け、併せて教育施策の方向を示す「教育振興基本計画」としています。

「福岡県学校教育振興プラン」は、教育を取り巻く課題を踏まえ、県教育委員会として、次代を担う「人財」育成の基盤となる学校教育について、その振興のための施策の基本的な方向性や考え方、重点的に取り組む施策等を示すものです。



(2) 本プラン改定の趣旨

取組・成果

- ・ 平成27年12月に学校教育において中・短期的に取り組んでいく重点的な施策等を示す『福岡県学校教育振興プラン』を策定し、学力・体力の向上や「鍛ほめ福岡メソッド」の展開など、様々な施策を実施しました。
- ・ 全国学力・学習状況調査の標準化得点は、小・中学校ともに全国平均を上回り、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点の県平均値も小・中学校ともに全国を上回るなどの成果が認められています。

課題

- ・ 新しい学習指導要領が令和2年度から実施されたことに伴い、小学校英語の教科化やプログラミング教育が導入されたほか、学校のICT*環境の整備・充実とその効果的な活用の促進、教職員の働き方改革の推進など、様々な変革への対応が必要です。
- ・ また、特別な教育的支援を必要とする子どもの増加、不登校の増加や日本語指導が必要な子どもの増加などの子どもの実態の多様化や、新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じながらの新しい生活様式の確立、社会全体でのデジタル化・オンライン化の加速など、学校教育を取り巻く環境の変化へ対応していくことが必要です。

改定の趣旨

- ・ 新しい時代を見据え、本県の現状や上記のとおりこれまでの取組の成果、課題等を踏まえ、福岡県学校教育振興プランの内容を総合的に検討して改定を行いました。
- ・ 本プランは、5～10年後を見据えて、当面、県教育委員会として重点的に推進する教育施策の方向性を示し、県内の教育関係者に広く共有するためのものです。

※ ICT: Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。情報処理・通信に関連する諸分野の技術、設備、サービスの総称。

(3) 学校教育の目標

本県の教育大綱[※]においては、福岡県の未来への扉を開くために、世界を視野に未来を見据えて「次代を担う『人財』の育成」を行うことが掲げられています。その中でこれからの子どもに求められる力は、教育が普遍的に育成していくべき【知・徳・体のバランスのとれた力】や、それを基盤として、グローバル化や技術の急速な発展等の社会の変化に対応した教育等を通して育成される【国家や社会の発展に寄与する力】のことであり、全ての子どもに、これらの力を育成するために中心的な役割を果たすことが学校教育に期待されています。

本プランの改定においては、教育大綱を踏まえ、学校教育の目標を『社会的自立の基盤となる、学力、体力、豊かな心を培うとともに、社会の変化に対応し、社会を支え、その発展に寄与する力を育成すること』と捉え、引き続き、次のとおりとします。

【学校教育の目標】

- 社会的自立の基盤となる、学力、体力、豊かな心を培う
- 社会の変化に対応し、社会を支え、その発展に寄与する力を育てる

本プランは、この目標を実現するため、前回策定時からの学校教育を取り巻く状況の変化等を踏まえて、今後、重点的に取り組むべき諸施策を提示するものです。

※ 教育大綱：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定により、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めたもの。

(4) 改定の基本的な視点

1 AI等の先端技術の発展を踏まえた「新しい教育様式」への変革

AI^{*}、ビッグデータ^{*}、IoT^{*}、ロボティクス^{*}といった先端技術が急速に発展しており、このような社会を生きる子どもにとって、情報活用能力は「学習の基盤となる資質能力」になります。

国においては、令和2年3月の新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業を受け、いわゆる「GIGAスクール構想^{*}」による「1人1台端末」の整備が加速化され、本県の環境整備も早急に進められました。

今後の学習活動において、ICTを活用し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実する次世代型の教育環境の整備や、遠隔・オンライン学習による「学びの保障」、これまでの教育実践とICTとの最適な組み合わせによる「新しい教育様式」への変革を図ることが急務です。

2 DX・グローバル化・多文化共生等の社会の変化

前段に記載した先端技術の急速な発展に伴い、これからの社会は単なるデジタル化にとどまらないDX（デジタルトランスフォーメーション）^{*}によりその在り方が劇的に変わると言われています。また、グローバル化が一層進展し、言語や文化が異なる人々と共生する社会となることが予想される中、次代を担う子どもには「未来社会の創り手」として、予測が困難な社会の変化に主体的に向き合い、積極的に参加することが求められます。

学校教育においては、基礎・基本となる学力・体力をしっかりと定着させるとともに、柔軟な思考力や豊かな感性、創造力をもとに、主体的に考え、多様な他者と協働しながら、問題を見出し納得解を生み出すことができる人材を育成する観点が重要となります。

このため、「主体的・対話的で深い学び」の視点から、更なる授業改善を進め、今後も粘り強く「思考力・判断力・表現力等」の育成に取り組んでいくとともに、探究的・協働的な学びやSTEAM教育^{*}などの教科等横断的な学びを推進することが必要です。

※ AI：Artificial Intelligence の略。人工知能の略称で、人の知的な活動をコンピュータ化したもの。

※ ビッグデータ：情報通信技術の進展により、生成・収集・蓄積等が可能・容易になった大量のデータを指す。

※ IoT：Internet of Things の略。自動車、家電、ロボット、施設など、あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやりとりをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すことが期待されている技術。

※ ロボティクス：ロボットの設計、製造、制御等に関するロボット工学や、ビジネス現場等でのロボット運用に関する研究。

3 教育に関する科学的知見と実証の重視

福岡県教育委員会では、「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた実践を通して、学ぶ意欲や自尊感情、向上心やチャレンジ精神、勤勉性や困難に立ち向かう心など、子どもが自律的に成長するための原動力となる人格的資質の育成に取り組んできました。令和元年度からは「基礎学力の定着」をテーマとして研究を行っています。

今後、この研究の成果について認知科学等による知見を取り入れて検証するなど、明確なエビデンスの下に教育を推進する必要があります。

4 学習者の多様化や学習要求の個別化への対応

本県では、令和3年度に「フレックス型」の単位制高校を新たに2校開校したことや、長期入院中の生徒に対する学習の機会と質を確保する遠隔型の教育など、多様化する学習者への対応を進めてきました。

今後、小・中・高等学校・特別支援学校において、子どもの多様化、中途退学者や社会人の学び直しの観点を踏まえ、各学校の特色や魅力を明確にしながら、地域の特性や生徒の学習目的、学習要求、進路希望にきめ細かに応えうる制度的な検討が必要です。

※ **G I G A**スクール構想：Global and Innovation Gateway for All の略。子どもたち一人一人に個別最適化された創造性を育む教育の実現に向け、ICTや先端技術を効果的に活用し、児童生徒1人1台端末の実現と連動したハード・ソフト・人材一体となった施策パッケージに基づく国の構想。

※ **D X**（デジタルトランスフォーメーション）：Digital Transformation の略。企業等が将来の成長や競争力の強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変すること。

※ **S T E A M**教育：STEAMは、科学(Science)技術(Technology)工学(Engineering)芸術・文化・倫理等(Arts)数学(Mathematics)の頭文字。各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な教育のこと。

5 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた地域と一体となった学校づくり

これからの教育は、社会と連携・協働し、子どもの資質能力を育成する「社会に開かれた教育課程」が重視されています。

そのためには、家庭や地域社会と学校が更なる積極的な連携を進め、相互の意志の疎通を図り、それらを教育課程の編成、実施に生かしていくことが重要です。

また、本県においても学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）や地域学校協働活動等の取組が広がっています。これらの取組の中で、教育課程を介し学校と地域がつながり、地域でどのような子どもを育てるのかといった目標やビジョンを共有し、相互の課題を解決する協働活動を行う「地域と一体となった学校づくり」が必要となります。

併せて、民間企業との連携を強化し、これからの時代を担う子どもを社会全体で育む取組を推進する必要があります。

6 持続可能な新しい業務遂行の在り方

学校は、学習指導の充実に加えて、生徒指導上の問題や特別な教育的支援を必要とする子どもの増加など、取り組むべき課題が複雑化・多様化するとともに、保護者・地域活動への対応など、その役割が拡大しています。

そうした中で、教員の負担が増大し、教員の長時間勤務の改善は喫緊の課題であり、現在、勤務時間管理の徹底や業務改善の推進を図るなど、学校における働き方改革を進めているところです。

今後、さらに学校における働き方改革を推進し、教員のワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備するとともに、「教職員が子どもと向き合う時間」を十分に確保できるよう、新しい業務遂行の在り方を確立することが必要です。

7 持続可能な開発目標（SDGs）の達成

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」は、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された2030年（令和12年）までの達成を目指す国際目標です。17の目標で構成されており、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すもので、政府組織だけではなく社会の様々な機関や団体が積極的な役割を果たすことが期待されています。

学校教育においては、令和2年度より小学校から順次実施されている新学習指導要領に「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられており、SDGsに関連する内容が各教科等に盛り込まれています。

県教育委員会としては、各学校において新学習指導要領に基づく教育を着実に実施し、持続可能な社会を創る子どもの資質・能力を育成することを通してSDGsの達成を目指します。



※ 17の目標の概要は、28頁に記載しています。

(5) 「子ども本位」の指導の推進 ～「鍛^{きた}ほめ福岡メソッド」の展開～

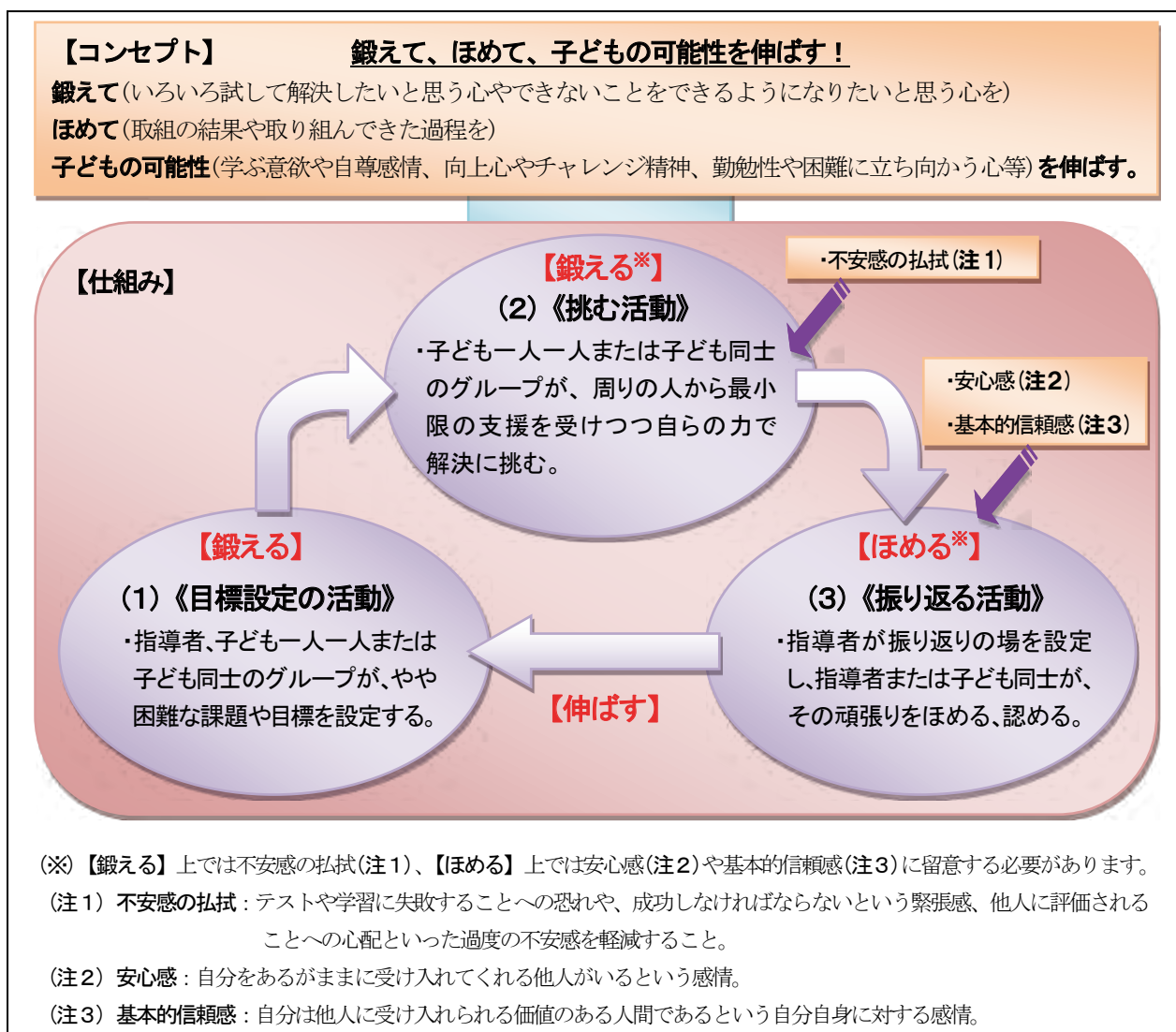
福岡県独自の指導方法「鍛ほめ福岡メソッド」

本県教育委員会では、子どもの学ぶ意欲や自尊感情、向上心やチャレンジ精神、勤勉性や困難に立ち向かう心など、子どもが自律的に成長するための原動力となる人格的資質を育成するため、「鍛えてほめる」ことを指導原則とした「鍛ほめ福岡メソッド」を福岡県独自の指導方法として位置付けています。

「鍛ほめ福岡メソッド」でいう「鍛える」とは、子どもがチャレンジしたくなる状況をつくり、子どもをその気にさせる工夫を指します。また、その気になった子どものチャレンジを諦めさせない、見放さない配慮を指します。

また、「ほめる」とは、ほめることで終わりせず、ほめることを「始まり」ととらえ、ほめることを通して、努力ができる自分や、やればできる自分への手応えを感じさせ、更なる意欲を引き出すことをねらう行為を指します。

本メソッドは、「鍛える」と「ほめる」ことをつなげ、子どもに自律的に努力する習慣や、周囲に対し自分の役割や責任を果たす習慣を身に付けさせる指導方法です。



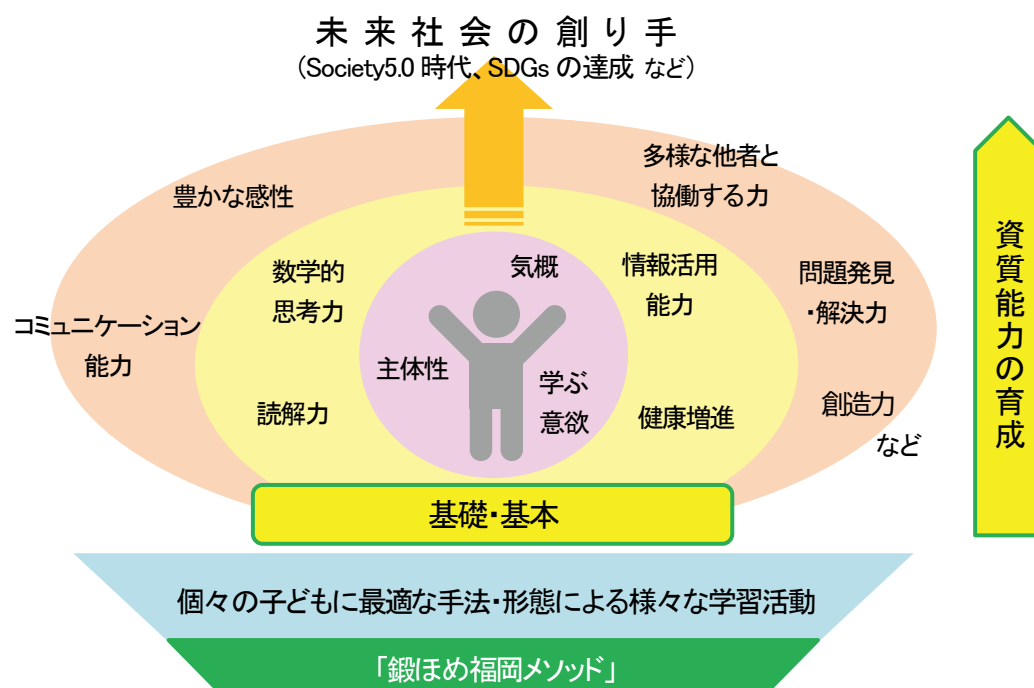
「子ども本位」の指導の推進

これからの学校では、子ども一人一人の特性や学習進度等に応じて、AI学習ソフト等の教材やオンライン学習、VR^{*}等を含むICTを活用した手法と、一斉学習や個別学習、グループ別学習、興味・関心に応じた課題学習などの学習形態を様々に組み合わせて実施することにより、個々の子どもにとってより最適な学びを提供していくことが求められます。

本県では、これらの様々な学習活動が、全ての子どもの個々に応じた自律的で主体的な活動となるよう「鍛ほめ福岡メソッド」の手法・考え方を通底させることにより、子どもの「未来社会の創り手」となるための基礎・基本となる様々な資質能力を個別最適かつ効果的に伸ばしていく指導を推進します。

なお、全ての子どもに対して十分な効果を上げるためには、何より、教師がこれまで以上に子どもの成長やつまずき、悩みを理解し、興味・関心・意欲等を把握することが求められるため、教師の子どもと向き合う時間を確保できるよう、学校における働き方改革を推進します。

「子ども本位」の指導で力を伸ばす子どものイメージ



※ VR : Virtual Reality の略。コンピューターによって作られた仮想的な世界を、あたかも現実世界のように体感できる技術。

(6) 学校教育におけるICT活用の推進

ICT活用で伸ばす子どもの力

コロナ禍の影響で社会が急速にデジタル化し、学校のICT環境整備も加速化されました。

本県では、令和2年度末までに全ての公立小・中学校に児童生徒用1人1台端末が整備されました。県立高校では、令和2年度からの2か年で1クラス当たり15台の端末を配備するとともに、通信ネットワーク等の増強により、令和3年9月から、生徒のスマートフォン等を授業等で1人1台端末として活用できる環境が整備されました。さらに、令和4年度から生徒用1人1台端末の整備が始まるなど、学校のICT環境整備が進んでいます。

DXが進むこれからの社会を生きる子どものために、学校教育においてはICTを効果的に活用し、社会で自立的に生きる力の基礎となる情報活用能力のほか、未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力や柔軟な思考力に基づく創造性を育み、主体的に考え、多様な他者と協働して納得解を生み出す力などの資質・能力を、教科等横断的な視点に立って着実に育成することが求められています。

ICT活用による「新しい教育」の姿

新学習指導要領においては、育成を目指す3つの資質・能力「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」を育成するためには、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善が必要です。

そのためには、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」が必要であり、ICTの活用は、この授業改善に向けた有効な手段の一つです。

今後は、「新しい教育」の姿として、教育目的及び児童生徒の実態や発達段階に応じて、これまでの教育実践とICTを適切に組み合わせ、効果的で効率的な学校教育活動の展開をめざします。



ICT活用推進の方針

本県の全ての子どもがICT活用の恩恵を受けるとともに、各学校における教育水準が確保されるよう、学校教育の様々な場面で日常的にICTを活用する教育の姿を見据え、教育施策の各分野において次の方針により取組を進めていきます。

(1) 環境整備

- 県内の公立小・中学校と県立学校でICT活用が円滑に推進されるよう、県教育委員会の全ての関係部署が連携して、市町村教育委員会や学校を支援するための体制を整えるとともに、適切な人材配置を進めます。
- 子どもがICTを活用した教育を十分に受けることができるよう、学習用1人1台端末や大型提示装置等のICT機器、通信環境やセキュリティ環境等を適切に整備していきます。
- 教員のICT活用指導力の向上、中核となる人材を育成する研修など、学校において求められる立場、役割、資質・能力に応じた研修を実施するほか、民間企業との連携などを含め、学校で子どもと教師が円滑にICTを活用できる環境を整えます。

(2) ICT活用の推進

- 個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、研究指定校における実践的研究により各教科等のスタディログを使った個別最適化学習モデルや遠隔授業モデルを開発するなど、ICTの効果的な活用の究明と普及を図ります。
- 特別支援教育において、児童生徒の障がいの状態や特性に応じたICTの活用により、子どもの様々な能力を効果的に伸ばし、社会的自立に繋げていきます。
- 生徒指導や教育相談における活用により、子どもが相談できる機会や学校に来られない子どもへの学習支援などの充実を図ります。

(3) ICT活用に係る課題への対応

- 情報モラル教育の充実、情報リテラシーの涵養により、ICT活用によるトラブルを防止するとともに、視力低下や姿勢の乱れ等の長時間使用の弊害への対応に取り組めます。
- 教育活動や校務にICTを効果的に活用することで業務を効率化し、学校における働き方改革を推進し、教師が子どもと向き合う時間を確保します。

2. 学校教育で重点的に取り組む施策

県教育委員会として学校教育で重点的に取り組む施策について、主に指導に関する分野別に設定した11の柱に沿って整理し、施策の方向性を示します。

(施策の整理で改定した部分)

○ ICT活用の推進

児童生徒用1人1台端末の整備など、学校のICT環境が急速に進展する中、教育活動におけるICTの活用推進は重要な課題です。

本プランでは、これからの学校教育では様々な分野で日常的にICTを活用する姿を見据えて、前プランの施策の柱「ICTを活用した教育活動の推進」を発展解消し、各分野、教育活動全体でICT活用を推進することを示す整理としています。

○ 選ばれる県立高校づくり

県立高校の定員割れが発生・継続している中、県立高校が各地域で本来の役割を今後とも果たし続けるために、「選ばれる」学校となるための施策の推進が喫緊の課題となっていることから、本プランで新たに「(11) 選ばれる県立高校づくり」の柱を設定しました。

分野（施策の柱）	重点的に取り組む施策
(1) 学力の向上	1) 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実 2) 小・中学校の一貫した学びの充実や補充学習等の推進 3) 実効性のある検証改善サイクルの確立
(2) 体力の向上・健康教育の推進	4) 運動やスポーツをする習慣を定着させる取組の強化 5) 持続可能な運動部活動の推進 6) 活力ある生活の基礎を培う健康教育の推進
(3) 豊かな心の育成	7) 非認知的能力を育成する「鍛ほめ福岡メソッド」の推進 8) 子どものICT環境の変化に対応した情報モラル教育の充実 9) 「特別の教科 道徳」の授業を要とした道徳教育の推進 10) 自他の人権を守ろうとする実践力を育成する人権教育の推進
(4) いじめや不登校等への対応	11) いじめや不登校等に対応する学校づくりと未然防止、早期発見・早期対応 12) 不登校児童生徒に対する支援の充実

(5) 特別支援教育の推進

- 13) インクルーシブ教育システムの構築
- 14) 特別支援学校在籍者の増加等への適切な対応
- 15) 障がいのある子どもが安心して学べる支援体制づくり

(6) キャリア教育・職業教育推進

- 16) 地域・企業等と連携したキャリア教育の推進
- 17) 産業社会の変化や地域のニーズに対応した職業教育の充実と推進

(7) グローバル化等に対応した教育の推進

- 18) 子どもの英語力・コミュニケーション能力の育成や異文化理解を深める取組の推進
- 19) 大学・企業等と連携したグローバル人材を育成する取組の推進

(8) 学校・家庭・地域の連携強化

- 20) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- 21) 学校と家庭の連携・協働の強化
- 22) 子どもの放課後等の活動の充実

(9) 今日的な教育ニーズへの対応と教育支援

- 23) 今日的な教育ニーズへの対応
- 24) 厳しい教育環境にある子どもへの支援

(10) 教員の指導力・学校の組織力の向上

- 25) キャリアステージに対応した教員研修体系の改善・充実
- 26) 教員のICT活用力の向上
- 27) 多様な専門スタッフによるチーム体制づくり
- 28) 校長がリーダーシップを発揮できる環境づくり

(11) 選ばれる県立高校づくり

- 29) 県立高校の魅力向上
- 30) 県立高校の魅力の発信力強化

(1) 学力の向上

施策 1) 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

- ・ 子ども一人一人が、基礎的・基本的な知識・技能や、学習内容を確実に身に付け、自分のよさや可能性を認識するとともに、多様な他者と協働しながら、持続可能な社会の創り手となることができるよう、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ります。
- ・ 「個別最適な学び」では、個々の子どもに応じて異なる方法等で学習を進める「指導の個別化」と、個々の子どもの興味・関心等に応じた異なる目標に向けて学習を深め広げる「学習の個性化」により、子どもが自己調整しながら学習を進めていけるよう指導することを目指しています。
- ・ 「協働的な学び」では、探究的な学習や体験活動などを通じ、子ども同士や多様な他者と協働し、社会の創り手となることができるように指導することを目指しています。
- ・ 新たな学校教育における基盤的なツールとなるICTを積極的に活用しつつ、これらの一体的な充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します。

施策 2) 小・中学校の一貫した学びの充実や補充学習等の推進

- ・ 義務教育段階9年間で一貫した指導方法が継続できるよう、小学校と中学校が連携、協働した学習指導等の取組の充実を通して、授業の質の向上を図り、子ども一人一人の学習内容の理解度・定着度の向上と学びの高度化に向けた取組を推進します。
- ・ 特に学力低位層の子どもに対する学力向上策として、学習意欲の喚起等を図るための習熟度別授業の充実、放課後等の補充学習の推進、適切な宿題等の家庭学習の充実など、「個に応じた指導」の充実を図ります。

施策 3) 実効性のある検証改善サイクルの確立

- ・ 各学校において学力向上に向けた実効性のある検証改善サイクルを構築するために、検証改善サイクルに係る年間計画とロードマップを作成し、各学校の学力層に着目した分析により、各学力層を踏まえたきめ細かな学習指導の充実に向けた取組の充実を図ります。

(2) 体力の向上・健康教育の推進

施策 4) 運動やスポーツをする習慣を定着させる取組の強化

- ・ 運動の楽しさや喜びを味わう授業改善など、日常の体育の授業の充実とともに、「1校1取組」運動の充実を図るなど、体育の授業以外の休み時間等においても、運動やスポーツ、体を動かす遊びなどの機会を充実させ、体を動かす習慣づくりを推進します。
- ・ 体幹トレーニング等の先進的なスポーツ医・科学の知見を取り入れた授業や授業以外の取組など、体力向上のための取組を推進します。

施策 5) 持続可能な運動部活動の推進

- ・ 生徒にとって望ましい持続可能な部活動と教員の働き方改革の両立を図るため、各学校における部活動指導員の活用等による指導体制を構築するとともに、地域人材や団体を活用した休日の部活動（地域部活動）について、各市町村における段階的な地域移行措置の推進に向けた研究を行います。
- ・ 「福岡県運動部活動の在り方に関する指針」や各市町村等の学校の設置者が策定した方針に則り、運動部活動の適切な運営及び活性化を図るとともに、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築します。

施策 6) 活力ある生活の基礎を培う健康教育の推進

- ・ 生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送ることができるよう、各教科、総合的な学習（探究）の時間、学校行事等の教育活動全体を通して、学校保健、学校安全、食育等の健康教育を計画的・組織的に推進するとともに、家庭や地域と連携・協働し、睡眠や食生活等の望ましい生活習慣を定着させる取組を推進します。
- ・ 新型コロナウイルス感染症などの人獣共通感染症に対する理解を深めるとともに、人と動物、地球環境の健康は一体と考える「ワンヘルス※」の理念に基づく取組などを通して、子どもが生涯にわたって自らの健康や環境を適切に管理・改善していくための資質・能力を育成します。

※ ワンヘルス：人と動物の健康、環境の健全性をひとつと捉え、一体的に守るという取組。

(3) 豊かな心の育成

施策 7) 非認知的能力を育成する「鍛ほめ福岡メソッド」の推進

- ・ 子どもの主体的な実践意欲、社会性や他人を思いやる心等を育成する観点から、学級活動、生徒会活動や学校行事などの学校教育活動及び社会教育活動において、自然体験活動、社会貢献活動、読書活動等を推進します。なお、その際、グループ活動による「鍛ほめ福岡メソッド」の積極的な活用を図ります。
- ・ 子どもの基礎学力の定着を図る取組において、「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた学ぶ意欲や自尊感情等の向上を図る教育活動の在り方について実践的な研究に取り組むとともに、大学と連携したデータの分析・検証に基づいた学習を推進するなど、科学・認知科学等の成果を取り入れた学習の推進について研究します。

施策 8) 子どものICT環境の変化に対応した情報モラル教育の充実

- ・ スマートフォンやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）が急速に普及する中で、子どもが自他の権利を尊重し社会での行動に責任を持つという日常のモラルに加えて、情報技術の特性、各種技術サービスの有用性や活用の仕方、トラブルの際の対処法などを理解した上で、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利活用できるようにするために、各学校において、あらゆる教科・科目、教育活動全体を通して発達段階に応じた情報モラル教育に取り組みます。
- ・ 情報モラル教育に関する教員研修の充実、学校で活用できる教材等に関する情報提供等を通じて、各学校の情報モラル教育を支援します。

施策 9) 「特別の教科 道徳」の授業を要とした道徳教育の推進

- ・ 「特別の教科 道徳」の実施において、体験活動や問題解決的な学習等を取り入れ、それらの活動等で学んだ内容の意義や人間としての生き方等について考え、議論するような指導の充実を図ります。
- ・ 学校の教育活動全体を通じて、様々な活動等を交えながら学校・家庭・地域が一体となった道徳教育の質の向上と一層の充実を図ります。

施策 10) 自他の人権を守ろうとする実践力を育成する人権教育の推進

- ・ 子どもがその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性を理解し、自他の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるような指導の充実を図ります。

(4) いじめや不登校等への対応

施策 11) いじめや不登校等に対応する学校づくりと未然防止、早期発見・早期対応

- ・ いじめや不登校等の生徒指導上の問題について、早期発見・早期対応するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を含む校内の全ての教職員で情報共有を徹底し、関係機関と連携・協力するなど、学校がチームとして組織的に対応する取組を推進します。
- ・ 日々の授業や行事等において、全ての子どもが活躍できる場面を実現させる取組「絆づくり」と、人間関係づくりのトレーニングを充実させ、学級や学校をどの子どもにも落ち着ける場所にしていく取組「居場所づくり」を充実させ、いじめや不登校等を生まない学校づくりを推進します。
- ・ 不安や悩みを抱える子どもがSNS等を活用して心のSOSについて匿名でも相談できる仕組みづくりを推進します。

施策 12) 不登校児童生徒に対する支援の充実

- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携し、不登校の子どもの個々の状況に応じたきめ細かな支援を通じて学校復帰を図るとともに、教育支援センター（適応指導教室）、フリースクール等の民間団体との連携や、ICT等を活用したオンライン、オンデマンド等の多様な学習支援を行うなど、多様な教育機会を確保しながら社会的自立への支援の充実を図ります。
- ・ 県内の関係機関及び民間団体のネットワークの構築や、市町村教育委員会・学校の取組への支援など、不登校児童生徒及び保護者等への支援に係る取組を充実させます。

(5) 特別支援教育の推進

施策 13) インクルーシブ教育システム[※]の構築

- ・ 共生社会の形成に向け、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り同じ場で共に学び、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていくことのできる教育の推進とそのため教職員の専門性の向上や教育環境の整備を進めます。

施策 14) 特別支援学校在籍者の増加等への適切な対応

- ・ 障がいのある子どもの適切な就学先決定に向けた市町村教育委員会の取組を支援するとともに、平成31年2月に決定・公表した「県立特別支援学校設置計画」に基づき、特別支援学校3校を新設して、必要な教室数の確保を図るなど、希望する子どもの確実な受入れと質の高い特別支援教育を提供できる教育環境の整備を推進します。

施策 15) 障がいのある子どもが安心して学べる支援体制づくり

- ・ 障がいのある子どもが自立し、社会参加できるよう、一人一人の教育的ニーズに応じ、就学前段階から学校卒業後までの長期的な視点に立ち一貫した継続性のある指導及び支援の充実を図ります。
- ・ 子どもの実態や障がいの特性に応じたICT等の活用を図り、特別支援教育の観点に基づく授業づくりや学級づくりなどの取組を推進します。
- ・ 子どもの障がいの重度・重複化、多様化に対応した基礎的環境整備や合理的配慮の提供、障がいのある子どもが安全に学校生活を営むことができる教育環境の整備を推進します。

※ インクルーシブ教育システム：障がいのある児童生徒が、その年齢及び能力に応じ、可能な限り障害のない児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることのできる仕組み。

(6) キャリア教育・職業教育の推進

施策 16) 地域・企業等と連携したキャリア教育の推進

- ・ 小・中・高等学校の各段階や特別支援学校において、新しい生活様式のもとの地元の企業・経済団体と連携した教育を通して、子どもの発達段階に応じた勤労観・職業観を育み、自立した生き方を考えさせるためのキャリア教育を推進します。さらに、長期間のインターンシップや、ものづくりや先端技術に関する専門性の高い実践的な教育活動等を推進します。

施策 17) 産業社会の変化や地域のニーズに対応した職業教育の充実と推進

- ・ 社会や産業が急速に変化する状況等を踏まえ、持続可能な社会の構築、情報化の一層の進展、グローバル化などへの対応の視点から職業教育の充実を図ります。
- ・ 職業系の専門学科、総合学科を設置している高校においては、地域の持続的な成長を支える最先端の職業人を育成するため、地元企業等との連携を更に強化し、将来の地域産業界の在り方を適切に踏まえた教育課程の開発と教育活動の実践に努めます。
- ・ 障がいのある生徒が希望する職業に従事するために、必要な知識、技能、能力や態度を育成することを目指し、ICTも効果的に活用しながら、専門教科や作業学習を通じた実践的な教育の充実を図ります。

(7) グローバル化等に対応した教育の推進

施策 18) 子どもの英語力・コミュニケーション能力の育成や異文化理解を深める取組の推進

- ・ グローバル化に対応できる人材育成を推進するため、英語によるディベートやプレゼンテーションなど、英語を用いた活動を通して、コミュニケーション能力を育成するとともに、ICTを効果的に活用するなど英語授業における指導方法の改善・充実を図ります。
- ・ 英語力や英語で主体的にコミュニケーションを図ろうとする意欲を高めるために、英語を用いて考えを表現し合う体験活動を推進します。
- ・ ネイティブ英語教員の配置や英語以外の教科におけるイマージョン教育*の実施により、生徒の高度な英語力の育成を図ります。
- ・ 子どもの異文化理解を深め、国際感覚を高めるため、異なる文化背景を持つ人々と触れ合う体験活動を推進します。

施策 19) 大学・企業等と連携したグローバル人材を育成する取組の推進

- ・ 大学や企業等と連携し、SDGsに関連した活動、地域の課題探究活動などを通して、グローバル人材*を育成する取組を推進します。
- ・ 異文化を理解する国際的な視野や実践的なコミュニケーション能力を育成するため、海外の高校への留学や在日留学生などとの交流を促進する取組を推進します。

※ イマージョン教育：英語以外の授業を英語で学ぶことで、より実践的な英語力の向上を目的としたもの。

※ グローバル人材：「世界的な(global)」と「地元の(Local)」を組み合わせた表現で、「国際的な視野を持って、地域で活躍する」人材のこと。

(8) 学校・家庭・地域の連携強化

施策 20) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

- ・ 「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、保護者や地域住民等の参画を得ながら学校運営を行うコミュニティ・スクールと、地域と学校が連携・協働し地域住民等の参画を得て学校支援、学習支援、体験活動を実施する地域学校協働活動を一体的に推し進めることにより、地域全体で子どもの学びや成長を支える教育環境の充実を図ります。

施策 21) 学校と家庭の連携・協働の強化

- ・ 学力向上の基盤ともなる子どもの生活習慣や学習習慣の形成・定着を図るため、学校運営協議会等を活用し、スマートフォンの普及に伴うSNS等のトラブルやネット依存等、子どもが直面する課題を共有するとともに、その解決に向けより一層、家庭やPTAと連携・協働した取組を推進します。

施策 22) 子どもの放課後等の活動の充実

- ・ 地域住民や企業、団体等の参画を得ながら、地域全体で子どもの成長を支えていくため、放課後や休業日の学習支援や体験活動の更なる充実を図ります。

(9) 今日の教育ニーズへの対応と教育支援

施策 23) 今日の教育ニーズへの対応

- ・ Society5.0[※]時代を生きる子どもにとって不可欠とされるプログラミング的思考等を育成するため、小・中・高等学校の発達段階に応じたプログラミング教育を推進します。また、幅広い分野で新たな価値を創出する資質・能力を子どもにバランスよく身に付けさせるため、教科等横断的なSTEAM教育による学びを推進します。
- ・ 外国人児童生徒など日本語指導を必要とする子どもへの対応として、個に応じた指導を実施するための学校の指導体制や市町村の体制づくりを支援する取組を推進します。

施策 24) 厳しい教育環境にある子どもへの支援

- ・ 厳しい教育環境の中で過ごしている子どもに対しては、経済的支援のみならず、不登校等の子どものための学びの機会の提供や、スクールソーシャルワーカー等専門スタッフ及び警察、教育支援センター、福祉等関係機関との課題共有を含め、連携した生活環境や教育環境の改善に向けた支援等の充実を図ります。

※ Society5.0: IoT、ロボット、人工知能(AI)、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術を、あらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会。

(10) 教員の指導力・学校の組織力の向上

施策 25) キャリアステージに対応した教員研修体系の改善・充実

- ・ 教員の指導力を向上させるため、キャリアステージに応じた研修を実施するとともに、校内研修・自主研修の推進、大学や教職大学院等と連携した研修等の充実を図ります。
- ・ オンラインによる研修を拡大するなど、研修の実施方法を柔軟かつ効率的にすることにより、研修の質を確保しつつ教員の負担軽減を図ります。
- ・ 国による免許更新制の見直しを踏まえ、教員研修体系の改善充実に向けて、教育センターや教育事務所の研修に係る機能・役割のあり方や大学等との更なる連携・役割分担について検討を進めます。
- ・ 教員養成に関し、大学等と連携し、実践的指導力を育成する取組を推進するとともに、ICTの活用能力など、今後の教員に求められる資質・能力が確実に育成されるよう要請していきます。

施策 26) 教員のICT活用力の向上

- ・ 学校におけるICT環境が整備された状況において、全ての子どもが等しく学校教育のICT化の恩恵を受けて、教育の機会均等と水準の向上が図られるように、ICT支援リーダーや中核教員を育成する研修や、管理職に対して学校CIO※としての役割に関する研修を実施します。
- ・ 学校に配置している「教育の情報化推進主任」を中心とした各学校での研修体制を充実させ、学校におけるICT活用指導力を向上させます。
- ・ 子どもの障がいの状態などに応じたICT活用能力の向上を図ります。
- ・ 子どもの出欠や成績処理、指導要録の作成、保護者等への連絡などの校務の効率化を図り、子どもと向き合う時間を確保するため、ICT活用による業務改善の好事例を紹介するとともに各種行政事務のICT化を推進します。

※ 学校CIO：Chief Information Officer の略。学校における情報化の統括責任者のこと。

施策 27)**多様な専門スタッフによるチーム体制づくり**

- ・ 事務職員の機能強化・学校運営への参画を進めるとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外国語指導助手（ALT）、特別支援教育支援員、医療・保健・福祉等に関する専門家（理学療法士・作業療法士等）、部活動指導員、スクールロイヤー、情報通信技術支援員（ICT支援員）等の多様な人材の活用を促進するなど、教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備を進め、学校全体の子どもに対する教育力を高めます。

施策 28)**校長がリーダーシップを発揮できる環境づくり**

- ・ 学校の予算等における校長の裁量権を拡大することや人事評価制度を効果的に活用することなど、校長がリーダーシップを発揮できる環境づくりを推進します。
- ・ 学校行事や業務等の見直しなどコロナ禍による取組を、今後の業務改善につなげ、学校全体の業務効率化や各教員の負担軽減を図り、校長のリーダーシップの下、学校が十分に組織力を発揮できる体制を整備します。

(11) 選ばれる県立高校づくり

施策 29) 県立高校の魅力向上

- ・ 生徒・保護者等のニーズに加え、地域の実情や将来の社会像を見据えて、各学校の存在意義や期待されている社会的役割、目指すべき学校像をスクール・ミッションとして定義し、どのような資質・能力を育成するのかを明確に示します。
- ・ 生徒の学習意欲を喚起し、可能性と能力を最大限に伸ばすため、各学校の学科・コースの更なる特色化、新たな普通科の設置、入学者選抜の在り方などの課題について検討・研究を進めます。
- ・ 学校の活性化・特色化を推進するため、県教育委員会の庁内体制を整え、きめ細やかな指導・支援を充実させ、環境の変化に自主的・自律的に対応できる県立高校づくりを進めます。
- ・ ICTを活用した合同講義の実施など、各学校が持つ教育資源を学区単位・地域単位で効果的に活用する仕組みを構築し、生徒の多様な能力・適性、興味・関心に応じた学びの実現を目指します。

施策 30) 県立高校の魅力の発信力強化

- ・ 大学や企業の人材を活用し、効果的な広報に関する研修を実施するなど、県立高校の情報発信力の向上を図るとともに、ホームページや動画、SNS、広報誌等の活用・充実や県立高校の教育活動の成果を発表する場を増やすなど、県立高校の魅力発信のための広報機能を強化します。

3. 施策を進めるに当たって

本プランに掲げる諸施策を効果的に推進するためには、学校の指導体制や教育環境、学校・家庭・地域の連携など、学校教育の基盤が整っていることが必要です。

また、今の子どもを取り巻く課題として、心のケアや感染症等の健康に関する課題、災害・事故・犯罪への対応などの安全上の課題、貧困問題や児童虐待など福祉に関する課題など、学校だけでは対応が困難な課題が数多くあります。

このような状況の中、学校では、教育の質を確保しながら複雑化・多様化する課題に対応するために、校長のリーダーシップの下、教員が多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・協働し、組織的に課題の解決に取り組むことが求められます。

併せて、学校・家庭・地域が、教育の目標（ビジョン）や手法「鍛ほめ福岡メソッド」等を共有し、それぞれの立場から子どもの教育に意識と責任を持ち、その教育機能を十全に発揮し、相互に連携・協働して子どもを支えることが重要です。

さらには、社会全体が一体となって、本県の未来を創る子どもを育てるために、県民一人一人が教育について考え、当事者としての意識を高めることも重要です。

教育施策が実効性のあるものとして展開されるためには、学校現場の実態に即し、教育委員会が子どもの成長に繋がる施策を立案し、着実に実行する必要があります。

このため、県教育委員会では、今後、具体的な施策を立案・実行するに当たっては、次のことを推進します。

1) 市町村（学校組合）教育委員会との連携・協働

- ・ 市町村（学校組合）教育委員会の実情を把握することに努め、県教育委員会と全ての市町村等教育委員会が教育施策の目標や方向性、それぞれの役割を認識し、連携・協働して取り組みます。

2) 首長部局との連携強化

- ・ 教育委員会だけでは解決が困難な課題が増えており、教育委員会内部での連携はもちろんのこと、子どもを取り巻く環境の改善や学校外での対応について、福祉、保健医療、地域振興、環境、私学振興、警察などの関係首長部局と積極的に連携して取り組みます。

3) 家庭・地域・企業等との連携・協働

- ・ 子どもにとって望ましい体験活動の機会の確保や、学校・行政だけでは解決できない課題に対応するため、地域、家庭、企業、NPO、大学等が持つ多様な教育資源を活用した施策を積極的に展開します。

4) 学校における働き方改革との両立

- ・ 施策が十分な効果を上げるためには、学校教育の要である教員の役割が何より重要であることから、施策の実行に当たっては、教員が意欲と能力を最大限発揮して取り組むことができるよう、教員の負担の増大を抑えるための工夫・支援を行います。

5) 施策の着実な実施

- ・ 本プランを踏まえて「福岡県教育施策実施計画」を毎年度策定します。この計画に施策を具体化する取組・事業を示し実施します。また、取組・事業の実施状況や進捗について毎年度点検・評価を行うことにより、施策を着実に推進していきます。



(参考)

「SDGs」17の目標



1 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



2 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



4 質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



6 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



8 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する



9 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



10 人や国の不平等をなくそう

各国内及び各国間の不平等を是正する



11 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する



12 つくる責任つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する



13 気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



14 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



15 陸の豊かさを守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



16 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



17 パートナリーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



(外務省HP「持続可能な開発のための2030アジェンダ」から抜粋)



福岡県行政資料	
分類記号 IA	所属コード 2120212
登録年度 3	登録番号 0003

“鍛えて、ほめて、伸ばす 子どもの可能性”



「鍛えほめ福岡メソッド」シンボルマーク

左右のシルエットは「鍛える人」と「ほめる人」を、中央のシルエットは「周囲に支えられて伸びていく子ども」をイメージしています。そして、「燃え上がる炎のように情熱をもって、勢いよく大きくなる様子」を全体で表しています。



福岡県学校教育振興プラン

令和4年3月発行

問合せ先：福岡県教育庁教育総務部総務企画課

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

電話 092-643-3882（教育政策推進室）

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/gkyoikushinkoplan.html>

